吸収合併に係る事後備置書類

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める開示事項)

株式会社ダイヘン

吸収合併に係る事後開示事項

大阪府大阪市淀川区田川二丁目 1 番 11 号 株式会社ダイヘン 代表取締役 養毛 正一郎

株式会社ダイヘン(以下「ダイヘン」といいます。)は、ダイヘン及びダイヘン電機システム株式会社(以下「ダイヘン電機システム」といいます。)との間の令和4年2月2日付吸収合併契約(以下「本件合併契約」といいます。)に基づき、令和4年4月1日を効力発生日として、ダイヘンを吸収合併存続会社、ダイヘン電機システムを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行いました。本件合併に係る会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

令和4年4月1日

- 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)
 - (1) 差止請求手続(会社法第784条の2)の経過(同号イ) ダイヘン電機システムの唯一の株主はダイヘンであったため、会社法第784条 の2の規定により本件合併の差止請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第785条)の経過(同号ロ) ダイヘン電機システムの唯一の株主はダイヘンであり、ダイヘンはダイヘン電 機システムの特別支配会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続(会社法第787条)の経過(同号ロ) ダイヘン電機システムは、新株予約権を発行していなかったことから、該当事 項はありません。

(4) 債権者保護手続(会社法第789条)の経過(同号ロ)

ダイヘン電機システムは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 15 日付で官報による公告を行い、同日、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、電子公告を行いましたが、同法第 789 条第 1 項第 1 号の規定により本件合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 吸収合併存続株式会社における法定手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)
 - (1) 差止請求手続(会社法第796条の2)の経過(同号イ)

ダイヘンは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易吸収合併の手続により本件合併を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本件合併の差止請求を行うことができる株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法第797条)の経過(同号ロ)

ダイヘンは、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、令和4年2月15日付でダイヘンの株主に対して電子公告を行いました。なお、ダイヘンは、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易吸収合併の手続により本件合併を行ったため、会社法第797条第1項の規定に基づき株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 債権者保護手続(会社法第799条)の経過(同号ロ)

ダイヘンは、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和4年2月15日付で 官報による公告を行い、同日、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づ き、電子公告を行いましたが、会社法第799条第1項第1号の規定により本件合 併について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

ダイヘンは、本件合併の効力発生日である令和 4 年 4 月 1 日をもって、ダイヘン電機システムからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載さ

れた事項(吸収合併契約の内容を除く。)(会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日(会社法施行規則第200条第6号)

令和 4 年 4 月 11 日(予定)

- 7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)
 - (1) ダイヘンは、本件合併に際し、株式の発行その他金銭等の交付は行っておりません。
 - (2) ダイヘンは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易吸収合併の手続により、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本件合併に反対する旨を通知したダイヘンの株主はありませんでした。
 - (3) ダイヘン電機システムは、会社法第784条第1項の規定に基づき、略式吸収合併の手続により、本件合併契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行いました。

以 上

吸収合併に係る事前備置書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める開示事項)

ダイヘン電機システム株式会社

吸収合併に係る事前開示事項

大阪市淀川区田川二丁目1番11号 ダイヘン電機システム株式会社 代表取締役 木村 治久

ダイヘン電機システム株式会社(以下「ダイヘン電機システム」といいます。)は、令和4年2月2日付で、株式会社ダイヘン(以下「ダイヘン」といいます。)との間で、令和4年4月1日を効力発生日として、ダイヘンを吸収合併存続会社、ダイヘン電機システムを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行う旨の吸収合併契約を締結いたしました。

本件合併に係る会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項)

別紙1のとおりです。

- 2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項)
 - (1) 合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

本件合併に際しては、ダイヘン電機システムの株主に対して吸収合併存続会社であるダイヘンの株式その他の金銭等の割当てを行わず、また、本件合併によりダイヘンの資本金及び準備金は増加いたしませんが、いずれについても、ダイヘンはダイヘン電機システムの発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

(2) 吸収合併消滅株式会社の株主の利益を害さないように留意した事項

吸収合併存続会社であるダイヘン以外にダイヘン電機システムの株主は存在しませんので、吸収合併消滅会社であるダイヘン電機システムの株主の利益を害さ

ないように留意した事項は特にありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項)

合併対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項)

該当事項はありません。

- 5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項)
 - (1) 吸収合併存続会社に関する次に掲げる事項
 - (a) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号イ)

別紙2のとおりです。

(b) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同 号ロ)

該当事項はありません。

(c) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その 他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社

法施行規則第182条第6項第2号イ)

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

ダイヘンの最終事業年度の末日(令和3年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は116,080百万円、負債の額は67,147百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、ダイヘン電機システムの最終事業年度の末日(令和3年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は5,564百万円、負債の額は5,016百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重要な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後におけるダイヘンの資産の額は負債の額を十分に上回る予定です。

また、本件合併後のダイヘンの収益状況及びキャッシュフロー等について、ダイヘンが負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上の点より、ダイヘンが負担する債務については、本件合併の効力発生日以降も 履行の見込みがあると判断します。

以上



第157期 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時 2021年6月25日(金)

午前10時

開催 場所 大阪市淀川区田川2丁目1番 11号 当会社

<目次>

第157期定時	1	
株主総会参	号書類	5
第1号議案	剰余金の処分の件	
第2号議案	取締役9名選任の件	
第3号議案	監査役 1 名選任の件	
事業報告		13
連結計算書類	類	34
計算書類		37
監査報告書		40



株主各位

大阪市淀川区田川2丁目1番11号



代表取締役社長 蓑毛正一郎

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って2021年6月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時

2.場 所 大阪市淀川区田川2丁目1番11号 当会社(末尾の会場ご案内略図ご参照)

3.目的事項

報告事項

1. 第157期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第157期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ・以下の事項に関しましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - 1. 連結計算書類の連結注記表
 - 2. 計算書類の個別注記表

なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(※)に掲載させていただきます。
- ※当社ホームページ https://www.daihen.co.jp/

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ・本総会へのご出席に際しては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理 をなされませんようお願い申し上げます。
 - 特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・当日は、感染予防のため、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。
 - また、検温等の措置を講じる場合がございますので、予めご了承願います。
- ・当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ(https://www.daihen.co.jp/)にてお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月25日(金曜日)午前10時

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時受付分まで

- ■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議 決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、 最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ■インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- ■インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

● 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を 読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って 替否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
**QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

●議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

20. 0120-652-031

受付時間:午前9時~午後9時

用紙のご請求等、 その他のご照会は **55** 0120-782-031

受付時間:平日午前9時~午後5時

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 47.5円 総額 1,176,184,788円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年6月28日

計算書類

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員(8名)は任期満了となります。つきましては、経営体制及びガバナンス機能の一層の強化を図るため、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・主な担当
1	田 尻 哲 也 再任	代表取締役会長
2	蓑毛正一郎再任	代表取締役社長
3	加茂和类属	取締役専務執行役員 営業担当(電力営業)
4	森本慶樹再任	取締役専務執行役員 営業担当(溶接・接合、FAロボット)
5	木 村 治 久 再任	取締役常務執行役員 営業担当(産業用電力機器)、EMS事業部担当
6	和 田 信 吾 新任	常務執行役員 人事部、総務・法務部、環境・安全・施設管理センター担当 リスク管理・コンプライアンス担当
7	安藤圭一亜任社外独立	取締役
8	馬 越 恵 美 子 新任 社外 独立 女性	
9	藤原康文新任社外独立	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 ^た 田 尻 哲 也 (1955年1月2日生)	1978年 4 月 当社に入社 2001年 6 月 執行役員 2005年 6 月 取締役常務執行役員 2009年 6 月 代表取締役社長 2021年 4 月 代表取締役会長、現在に至る	17,300株
	1 1 1	こ亘る「DAIHEN Value 計画」の完遂により、開発型企業と の企業価値の更なる向上に必要であると判断し、引き続き即	
2	再任 養 毛 正 一 郎 (1963年1月1日生)	1987年 4 月 当社に入社 2011年 6 月 執行役員 2013年 6 月 取締役執行役員 2017年 4 月 取締役常務執行役員 2021年 4 月 代表取締役社長、現在に至る	2,500株
		を持ち、技術開発本部長として当社の技術開発を統括・推進 は「研究開発型企業」を目指す当社の企業価値の更なる向」 取締役候補者としました。	
3	再任 加 茂 和 夫 (1958年10月19日生)	1981年 4 月 当社に入社 2009年 6 月 取締役執行役員 2013年 4 月 取締役常務執行役員 2017年 4 月 取締役専務執行役員、現在に至る (担当) 営業担当(電力営業)	9,922株
	と識見を活かして当社取締	業・企画部門での幅広い経験と高い識見を有しております。 役会の意思決定機能と監督機能を強化することに加え、経営 め、引き続き取締役候補者としました。	

計算書類

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	再任 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10 \$10	1982年 4 月 当社に入社 2011年 6 月 執行役員 2015年 6 月 取締役常務執行役員 2021年 4 月 取締役専務執行役員、現在に至る (担当) 営業担当(溶接・接合、FAロボット) (重要な兼職の状況) 株式会社ダイヘンテクノサポート 代表取締役社長 台湾OT C有限会社 董事長	2,500株
	ます。これらの経験と識見	及び溶接機事業部長としての同事業経営に関する豊富な経験 を活かして当社取締役会の意思決定機能と監督機能を強化 た貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者としました	ごすることに加
5	再任 木 村 治 久 (1961年3月21日生)	1984年 4 月 関西電力㈱に入社 2010年 6 月 同社人材活性化室労務部長 2014年 6 月 ㈱けいはんな 代表取締役社長 2016年 6 月 関西電力㈱ 奈良支社長 2019年 6 月 同社より当社に出向 当社取締役常務執行役員、現在に至る 2019年 9 月 関西電力㈱を退社 (担当) 営業担当(産業用電力機器) EMS事業部担当 (重要な兼職の状況) ダイヘン電機システム株式会社 代表取締役社長	900株
	推進に必要な幅広い知識を	と管理部門での豊富な経験に加え、エネルギーマネジメン I 有しております。これらの経験と識見を活かして当社取締役 ことに加え、経営戦略の実現に向けた貢献が期待されるため	役会の意思決定

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
6	新任 和 田 信 吾 (1961年3月13日生)	1983年 4 月 当社に入社 2013年 4 月 執行役員 2017年 4 月 常務執行役員、現在に至る (担当) 人事部、総務・法務部、環境・安全・施設管理センター担当 リスク管理・コンプライアンス担当	5,200株
	する豊富な経験を有してお	及び大形変圧器事業部長、配電システム事業部長としての同ります。これらの経験と識見を活かして当社取締役会の意思え、経営戦略の実現に向けた貢献が期待されるため、取締役	思決定機能と監
7	再任 社外 独立 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	1976年 4 月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) に入社 2009年 4 月 (株)三井住友銀行 取締役兼専務執行役員 2010年 4 月 同社代表取締役兼副頭取執行役員 2012年 3 月 同社を退社 2012年 4 月 新関西国際空港(株) 代表取締役社長 2012年 7 月 同社代表取締役社長兼CEO 2016年 6 月 同社を退社 2016年 6 月 銀泉(株) 代表取締役社長 2016年 6 月 塩野義製薬(株) 社外取締役、現在に至る 2017年 6 月 銀泉(株) 特別顧問、現在に至る 当社社外取締役、現在に至る 当社社外取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 銀泉株式会社 特別顧問 塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社椿本チエイン 社外取締役 株式会社椿本チエイン 社外取締役	0株
	経営者としての高い識見	開由及び期待される役割の概要] と数多くの企業との取引を通じた豊富な経験をもとに、独立 より、当社取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が期 としました。	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		歴、 地 位、 担 当 及 び 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
8	新任 社外 独立 女性	1996年 4 月 2001年 4 月 2002年 4 月 2003年 3 月 2007年10月 2007年12月 2014年 6 月 2016年 3 月 2019年 4 月 (重要な兼職の 桜美林大学学 異文化経営学	(株)インターリンク 代表取締役 東京純心女子大学(現東京純心大学) 現代文化学部 助教授 同大学 現代文化学部 教授 桜美林大学 教授(国際経営)、現在に至る 異文化経営学会 会長、現在に至る 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 客員教授 東京都労働委員会 公益委員 (株)日立物流 社外取締役 アクサ生命保険(株) 社外取締役 アクサ・ホールディングス・ジャパン(株) 社外取締役、現在に至る 桜美林大学 副学長 り状況) 教授(国際経営)	0株
		・ダイバーシテ くことにより、	1る役割の概要] イ経営などに関する広範な知識・経験をもと 当社取締役会の監督機能と意思決定機能の強	

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
9	新任 社外 独立 禁 禁 赞 (1959年 2 月14日生)	1985年8月 大阪大学 基礎工学部 助手 1991年1月 同大学 基礎工学部 講師 1993年4月 名古屋大学 工学部 助教授 1995年11月 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 客員准教授 1997年4月 名古屋大学大学院 工学研究科 助教授 2003年7月 大阪大学大学院 工学研究科 助教授 2003年7月 大阪大学大学院 工学研究科 東常勤講師 東京理科大学 総合研究機構 客員教授 京都大学大学院 工学研究科 非常勤講師 東京理科大学 総合研究機構 客員教授 京都大学大学院 工学研究科 非常勤講師 2019年4月 大阪大学 ナノサイエンスデザイン教育研究センター長、現在に至る (重要な兼職の状況) 大阪大学大学院 工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授 大阪大学 ナノサイエンスデザイン教育研究センター長	0株
	半導体材料ならびに応用 に当社が重視する研究開発 の監督機能と意思決定機能	間由及び期待される役割の概要] 物理学分野における工学者としての高い専門性と豊富な経験について独立した立場から監督・助言いただくことにより、の強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。な経験はございませんが、上記理由により社外取締役としての。	当社取締役会なお、同氏は直

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 安藤圭一氏、馬越恵美子氏及び藤原康文氏は社外取締役候補者であり、各氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 - 3. 安藤圭一氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年であります。
 - 4. 安藤圭一氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である㈱三井住友銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。なお、同氏は2012年3月に同社を退社しております。
 - 5. 安藤圭一氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、馬越恵美子氏及び藤原康文氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者の選任が承認された場合には、候補者各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役 高橋圭太郎氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏 名	略 歴、 地 位 及 び	所有する当社
(生 年 月 日)	重 要 な 兼 職 の 状 況	株 式 の 数
再任	1982年 4 月 当社に入社 2016年 4 月 理事 2019年 6 月 監査役、現在に至る	1,217株

[監査役候補者とした理由]

国内外関係会社での豊富な経営経験と実務に関する幅広い知見を有しております。これらの経験と知見を活かすことで監査機能の強化が期待されるため、引き続き監査役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者の選任が承認された場合には、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

以 上

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のダイヘングループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により厳しい状況となりましたが、半導体関連投資が堅調に推移したことに加え、年度後半には自動車関連の設備投資も回復傾向となりました。その結果、売上高は1,451億4千4百万円(前期比0.1%増)と前期に比べ微増となり、利益面におきましては、「ロスカット活動」による材料費低減や生産性向上の成果拡大により、営業利益は121億8千3百万円(前期比31億1千7百万円増)となりました。また、経常利益は、持分法適用会社での土地売却益の計上もあり137億6千2百万円(前期比44億6百万円増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、94億1千1百万円(前期比27億3千9百万円増)となりました。

売上高	1,451億4千4百万円 前期比 0.1%增	営業利益	121億8千3百万円 前期比 34.4%增
経常利益	137億6千2百万円 前期比 47.1%增	親会社株主に 帰属する 当期純利益	94億1千1百万円

セグメント別の状況につきましては、以下のとおりであります。

電力機器事業

国内での配電機器の更新需要は底堅く推移しましたが、コロナ禍の影響による東南アジアでの大形変圧器の据付工事先送りなどにより、売上高は658億4千2百万円(前期比4.3%減)となりました。営業利益につきましては、コスト削減などにより67億4千9百万円(前期比5億1千5百万円増)となりました。

(単位:百万円)

			2019年度	2020年度	前期比	
			(第156期)	(第157期)		増減率
受	注	高	68,124	66,450	△1,673	△2.5%
売	上	高	68,812	65,842	△2,969	△4.3%
営	業利	益	6,234	6,749	515	+8.3%

溶接メカトロ事業

中国では経済の正常化がいち早く進み産業用ロボットの需要が増加いたしました。また、その他の地域でも期末にかけて自動車関連投資が回復傾向となりました。しかしながら、年度前半での設備投資停滞の影響が大きく、売上高は421億7百万円(前期比7.1%減)となり、営業利益は38億1千2百万円(前期比1億9千8百万円減)となりました。

(単位:百万円)

				2019年度	2020年度	前期上	七
				(第156期)	(第157期)		増減率
受	注	=	高	44,366	43,073	△1,292	△2.9%
売	上	:	高	45,324	42,107	△3,216	△7.1%
営	業	利	益	4,011	3,812	△198	△5.0%

半導体関連機器事業

次世代通信規格5Gのインフラ整備に伴い様々な半導体関連投資が堅調に推移いたしました結果、売上高は370億2千7百万円(前期比20.3%増)となり、営業利益は61億8千1百万円(前期比29億9百万円増)となりました。

(単位:百万円)

				2019年度	2020年度	前期比	
			(第156期)		(第157期)		増減率
受	注		高	33,872	37,927	4,055	+12.0%
売	売 上		高	30,780	37,027	6,247	+20.3%
営	業	利	益	3,271	6,181	2,909	+88.9%

その他

売上高は1億9千7百万円、営業利益は6千8百万円となり、前期からの大きな変動はありません。

(単位:百万円)

			2019年度	2020年度	前期上	七	
				(第156期)	(第157期)		増減率
売	4		高	200	197	△3	△1.6%
営	業	利	益	63	68	5	+8.6%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、青森工場の新棟建設、生産自動化関連投資、 及び情報化投資などに39億6千7百万円実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金を金融機関からの短期及び長期借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はございません。

計算書

(4) 対処すべき課題

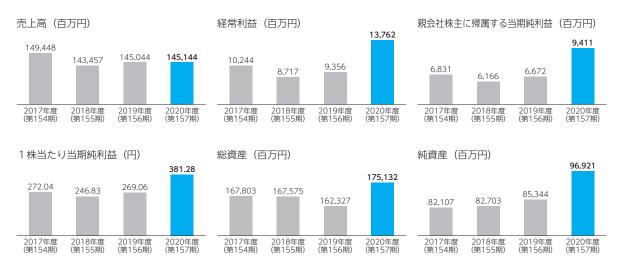
今後の見通しにつきましては、半導体関連投資の更なる増加や経済正常化に伴う設備投資の回復が期待される一方、新型コロナウイルスや素材価格高騰の影響など不透明感があります。このような状況の下、引き続き「ロスカット活動」による生産性向上・コスト水準の引き下げを実現し、社会課題の解決に資する開発投資に重点的に振り向けていくことにより、各事業の強化、業績の向上に努めてまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解・ご支援を賜りますようよろしくお願い 申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	分		年 度	2017年度 (第154期)	2018年度 (第155期)	2019年度 (第156期)	2020年度 (第157期) (当連結会計年度)
売	上	高	(百万円)	149,448	143,457	145,044	145,144
経	常 利	益	(百万円)	10,244	8,717	9,356	13,762
親会社	:株主に帰属する当期	阴純利益	(百万円)	6,831	6,166	6,672	9,411
1 株	当たり当期紅	植利益	(円)	272.04	246.83	269.06	381.28
総	資	産	(百万円)	167,803	167,575	162,327	175,132
純	資	産	(百万円)	82,107	82,703	85,344	96,921

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。 なお、期中の平均発行済株式総数については、自己株式を控除した株式数を用いております。
 - 2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。 1株当たり当期純利益につきましては、2017年度(第154期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定 しております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を2018年度(第155 期)の期首から適用しており、2017年度(第154期)の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額で記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の議決権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キューヘン	225	59.9	変圧器、受変電設備、温水器等の製造・販売
中国電機製造株式会社	150	60.0	変圧器、変成器、受変電設備、監視制御装置等の 製造・販売
ダイヘン産業機器株式会社	335	100.0	溶接機、プラズマ発生用電源、制御通信機器、 分散電源機器等の製造
ダイヘン電機システム株式会社	301	100.0	産業用変圧器、受変電設備、分散電源機器、 雷害対策機器等の販売
株式会社ダイヘンテクノサポート	300	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット、クリーン搬送 ロボット、分散電源機器等の販売・保守・点検
ダイヘンヒューズ株式会社	300	90.9	各種ヒューズ、配電用機材、雷害対策機器の製造
ダイヘンスタッド株式会社	250	100.0	溶接機の販売、溶接材料の製造・販売、溶接工事
ダイヘン電設機器株式会社	220	100.0	産業用変圧器の製造
株式会社南電器製作所	140	73.7 (16.6)	製缶、板金その他関連機械器具の製造加工
ダイヘンテック株式会社	100	100.0	クリーン搬送ロボット、分散電源機器、 ワイヤレス給電システム機器、ソフトウエア等の製造
ダイホク工業株式会社	70	100.0	製缶、板金その他関連機械器具の製造加工
ダイヘンビジネスサービス株式会社	70	100.0	当社グループの高齢者再雇用による人材派遣
株式会社ダイキ	50	100.0	変圧器の部品加工、不動産賃貸
ダイヘンエンジニアリング株式会社	30	100.0	変圧器、受変電設備の据付・試験・修理改造
DAIHEN,Inc.	1,000 ^{千米}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
OTC DAIHEN EUROPE GmbH	460 [∓]	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
OTC DAIHEN Asia Co.,Ltd.	80 ^{百万タイ}	100.0	溶接機、切断機及びその部品、産業用ロボット等の 製造・販売
DAIHEN ELECTRIC Co.,Ltd.	600 ^{百万タイ}	100.0 (0.9)	大形変圧器等の製造・販売
DAIHEN Advanced Component,Inc.	300 ^{千米} ドル	100.0	プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等の販売

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の議決権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
牡丹江OTC溶接機有限会社	4,500 ^{千米} ドル	95.5	溶接機、切断機及びその部品等の製造
台湾OTC有限会社	8,000 ^{千台湾}	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
O T C 機 電 (上海)有限会社	1,500 ^{千米} ドル	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売	
DAIHEN KOREA Co.,Ltd.	1,825 ^{百万韓国} ウォン	100.0	溶接機、切断機、産業用ロボット、プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等の製造・販売・保守・点検
O T C 機 電 (青島)有限会社	6,000 ^{千米}	100.0	溶接機、切断機及びその部品、プラズマ発生用 電源等の製造
ダイヘンOTC機電(北京)有限会社	15,100 ^{千米} ドル	100.0	変圧器等の製造
ダイヘン精密機械(常熟)有限会社	4,000 ^{千米} ドル	100.0	産業用ロボット、クリーン搬送ロボット等の 製造・販売・保守・点検
PT.OTC DAIHEN INDONESIA	18,876 ^{百万インド} ネシアルピア	100.0 (5.0)	溶接機、切断機、産業用ロボット等の販売
DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d.	5,323 [∓] ⊐–□	100.0 (14.7)	溶接機、切断機、産業用ロボット等の製造・販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は間接所有であります。
 - 2. 連結子会社でありましたダイヘン物流㈱は、2021年3月30日付で清算結了したことにより連結の範囲から除外しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 な 製 品
電力機器事業	各種変圧器、受変電設備、開閉器、制御通信機器、分散電源機器等
溶接メカトロ事業	電気溶接機、プラズマ切断機、産業用ロボット、ワイヤレス給電システム機器等
半導体関連機器事業	プラズマ発生用電源、クリーン搬送ロボット等

これらに含まれない不動産賃貸事業等を、「その他の事業」として行っております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

①当 社

本 社:大阪市淀川区田川2丁目1番11号

支 社:北海道(札幌市白石区)、東北(仙台市泉区)、東京(東京都港区)、

中部(名古屋市中区)、中国(広島市西区)、九州(福岡県大野城市)

工 場:十三 (大阪市淀川区)、六甲 (神戸市東灘区)、三重 (三重県多気町)、

兼平(大阪市福島区)、千歳(北海道千歳市)

②子会社

国 内:㈱キューヘン(福岡県福津市)、中国電機製造㈱(広島市南区)、

ダイヘン産業機器(株) (鳥取県鳥取市)、ダイヘン電機システム(株) (大阪市淀川区)、 (株)ダイヘンテクノサポート (神戸市東灘区)、ダイヘンヒューズ(株) (大阪府泉大津市)、 ダイヘンスタッド(株) (神戸市東灘区)、ダイヘン電設機器(株) (大阪市淀川区)、 (株)南電器製作所 (香川県多度津町)、ダイヘンデック(株) (大分県杵築市)、 ダイホク工業(株) (北海道恵庭市)、ダイヘンビジネスサービス(株) (大阪市淀川区)、 (株)ダイキ (大阪市淀川区)、ダイヘンエンジニアリング(株) (大阪市淀川区)

海 外: DAIHEN,Inc. (アメリカ)、OTC DAIHEN EUROPE GmbH (ドイツ)、OTC DAIHEN Asia Co.,Ltd. (タイ)、DAIHEN ELECTRIC Co.,Ltd. (タイ)、DAIHEN Advanced Component,Inc. (アメリカ)、牡丹江OTC溶接機有限会社 (中国)、台湾OTC有限会社 (台湾)、OTC機電(上海)有限会社 (中国)、DAIHEN KOREA Co.,Ltd. (韓国)、OTC機電(青島)有限会社 (中国)、ダイヘンOTC機電(北京)有限会社 (中国)、ダイヘン精密機械(常熟)有限会社 (中国)、PT.OTC DAIHEN INDONESIA (インドネシア)、DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d. (スロベニア)

(9) 企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業セグメント				従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
電	力 機	器事	業	1,666	14減
溶接	メカ	トロ事	業	1,580	55減
半導	体 関 連	機器事	業	379	6減
そ	の他	の事	業	6	3増
全	社	(共	通)	183	10増
合			計	3,814	62減

⁽注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	8,261
三井住友信託銀行株式会社	4,100
株式会社三菱UFJ銀行	3,172
農林中央金庫	1,800
株式会社りそな銀行	1,500
日本生命保険相互会社	1,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

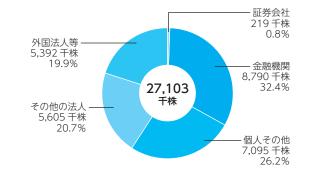
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 108,000,000株

(2) 発行済株式の総数 27,103,291株

(3) 株主数 8,932名



(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,097	8.47
関 西 電 力 株 式 会 社	1,460	5.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,438	5. 81
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,085	4.39
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	658	2.66
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	571	2.31
ダイヘン取引先持株会	563	2.27
GOVERNMENT OF NORWAY	480	1.94
ダイヘングループ社員持株会	425	1.72
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	392	1.59

⁽注) 当社は2,341千株の自己株式を保有しておりますが、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び株式数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く。)	当社普通株式 3,800株	6名
社外取締役	_	_
監査役	_	_

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
田尻哲也	代表取締役社長	
越 野 滋 多	取締役副社長執行役員 社長補佐、本社担当	
加茂和夫	取締役専務執行役員 営業担当(電力営業)	
森本慶樹	取締役常務執行役員 営業担当(溶接機・FAロボット)	株式会社ダイヘンテクノサポート 代表取締役社長 台湾OTC有限会社 董事長
蓑 毛 正一郎	取締役常務執行役員 技術開発本部長、 営業担当(プラズマシステム・ クリーンロボット・ ワイヤレス給電システム)	ダイヘンテック株式会社 代表取締役社長
木 村 治 久	取締役常務執行役員 営業担当(産業用電力機器)	
三 條 楠 夫	取締役	
安藤圭一	取締役	銀泉株式会社 特別顧問 塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社椿本チエイン 社外取締役
浦 井 直 樹	常勤監査役	
高 橋 圭太郎	常勤監査役	
浦田治男	監査役	
古沢昌之	監査役	近畿大学 経営学部 経営学科 学科長・教授 近畿大学大学院 商学研究科 教授
吉田正史	監査役	吉田公認会計士事務所 代表 独立行政法人国立高等専門学校機構 監事

- (注) 1. 取締役 三條楠夫氏及び取締役 安藤圭一氏は社外取締役であります。 安藤圭一氏が兼職している銀泉株式会社、塩野義製薬株式会社及び株式会社椿本チエインは、当社との間に特別な関係はありません。
 - 2. 監査役 浦田治男氏、監査役 古沢昌之氏及び監査役 吉田正史氏は社外監査役であります。 古沢昌之氏が兼職している近畿大学及び近畿大学大学院は、当社との間に特別な関係はありません。 吉田正史氏が兼職している吉田公認会計士事務所及び独立行政法人国立高等専門学校機構は、当社との間に特別な関係はありません。
 - 3. 取締役 三條楠夫氏、取締役 安藤圭一氏、監査役 浦田治男氏、監査役 古沢昌之氏及び監査役 吉田正史 氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
 - 4. 監査役 吉田正史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

なお、事業年度末日後の2021年4月1日付にて、次のとおり地位及び担当、重要な兼職の状況に変更がありました。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田尻哲也	代表取締役会長	
蓑 毛 正一郎	代表取締役社長	
森本慶樹	取締役専務執行役員 営業担当 (溶接・接合、F Aロボット)	株式会社ダイヘンテクノサポート 代表取締役社長 台湾〇TC有限会社 董事長
木 村 治 久	取締役常務執行役員 営業担当(産業用電力機器) EMS事業部担当	ダイヘン電機システム株式会社 代表取締役社長
越 野 滋 多	取締役	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責 任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 会社役員の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

過半数が社外役員で構成される指名・報酬諮問委員会(社外役員5名、常勤取締役2 名の計7名)の答申を踏まえ、取締役会にて役員報酬の決定方針を定めております。

当社の役員報酬は、企業価値の持続的な向上を可能とするよう、短期のみならず中長期的な業績向上への貢献意欲を高める報酬体系であることを基本方針としており、常勤取締役の報酬については、役位に応じて定めた「固定報酬」と短期の全社業績を反映する「業績連動報酬」、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための「株式報酬」から成り、固定報酬75%、業績連動報酬20%、株式報酬5%を基本構成としております。また、社外取締役及び監査役の報酬については、業績に左右されず経営の監督、監査を行う役割を担うことから「固定報酬」のみとしております。

個別の報酬額については、外部機関が実施する調査データ等の分析を踏まえ、会社業績、同規模他社の報酬水準、過去の支給実績、基本構成などを総合的に勘案して設定し、その決定プロセスにおける公正性と透明性の確保を目的に指名・報酬諮問委員会にて報酬体系や報酬額案について審議を行い、その内容を取締役会に答申することにしております。取締役会では、同委員会の答申を尊重し決定方針に沿うものであるとの判断の下、取締役の報酬を決定しております。また、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第151期定時株主総会において、年額4億4千万円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と決議いただいております。決議時点での取締役の員数は9名(うち社外取締役1名)であります。

また、2019年6月26日開催の第155期定時株主総会においては、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、取締役(社外取締役は除く)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を5千万円以内と決議いただいております(譲渡制限付株式の数の上限5万株)。決議時点での取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)であります。

監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第144期定時株主総会において、年額8千2百万円以内と決議いただいております。決議時点の監査役の員数は4名であります。

計算書

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の	対象となる 役員の員数			
12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12.	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)	
取締役	287	215	57	14	8	
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(-)	(2)	
監査役	69	69	—	—	5	
(うち社外監査役)	(21)	(21)	(-)	(-)	(3)	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等については、当社は営業利益率を重視し中期経営計画の基本目標の1つとしていることから連結営業利益率を基本指標とし、その到達水準及び前連結会計年度との比較を考慮して報酬額を決定しております。当連結会計年度の連結営業利益率は目標8%に対し8.4%(前期比2.1ポイント増)であります。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、2019年6月26日開催の第155期定時株主総会にて導入の承認をいただきました譲渡制限付株式報酬制度に基づくものであります。当該株式報酬の交付状況は、会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三 條 楠 夫	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、経営者としての 豊富な経験と幅広い識見に基づき、議案審議等に必要な発言を 適宜行うなど、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化に 適切な役割を果たしております。
取締役	安藤 圭 一	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、経営者としての 高い識見と数多くの企業との取引を通じた豊富な経験に基づ き、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、取締役会の監督 機能及び意思決定機能の強化に適切な役割を果たしておりま す。
監 査 役	浦田治男	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また当期開催の 監査役会7回のうち7回に出席し、経営者としての豊富な経験 と幅広い識見に基づき、発言を適宜行っております。
監 査 役	古沢昌之	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また当期開催の 監査役会7回のうち7回に出席し、主に経営学者としての専門 的見地から、発言を適宜行っております。
監 査 役	吉 田 正 史	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また当期開催の 監査役会7回のうち7回に出席し、主に公認会計士としての専 門的見地から、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

1	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53百万円
2	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社は、有限責任 あずさ監査法人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引 法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を 記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている在外の子会社があります。
 - 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である新収益認識 基準の適用に関する助言業務に対する報酬を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査の実施状況、監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行が適切でない場合等、その必要があると判断した場合 に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制
 - ・グループ全体でのコンプライアンス体制確保のために、当社及び子会社の役員、従業員が順守すべき行動基準を明らかにしたダイヘン倫理規範、及び順守すべき法令を明らかにした法令順守ガイドを制定しております。

また、コンプライアンス委員会規則を制定し、これに基づき設置されるコンプライアンス 委員会は上記倫理規範、法令順守ガイドその他法令順守に関する規程の整備、改訂を行う とともに、これらの実効性の確保のために、当社及び子会社での教育研修の実施や内部通 報制度を通じて寄せられた情報に対する適切な調査、対策を行っております。

- ・経営の重要事項については、主要な取締役で構成する経営会議での報告・審議により慎重 な意思決定を行っております。
- ・業務執行が適正に行われているかについて内部監査部門による監査を実施し、結果は取締 役及び監査役に報告しております。
- ・取締役会の下に、委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置 しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に関する情報は、社内規則に則り記録の作成、保存を行うとともに、情報セキュリティに関する規程を制定し、情報の漏えい等の防止に努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・品質、安全、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反等のリスクについては、所 管する部門が中心となって規程の制定、委員会活動、教育を実施してリスクの軽減、発生 時の被害軽減を図っております。
- ・報告基準を定め、損失に関する情報が速やかに取締役に伝わるようにし、必要ある場合は 適切な対策を取るようにしております。
- ・危機対策規程を制定し、災害や事故などの緊急事態が発生した場合にその状況に応じた対策を実施することや、影響が重大な場合には対策本部を設置し、全社的な対策を実施することを定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行と監督を分離するため、執行役員制の採用により取締役数を適正に保ち、経営の重要 事項に関して効率的な監督、意思決定を行っております。
- ・職務分掌、決裁基準による職務権限の明確化を基礎に事業部制を採用して、適切な権限委譲による迅速な意思決定とその実行及び子会社を含めた事業部門の損益責任の明確化を行うとともに、予算制度による業績目標の設定と管理を行い、グループとして事業を効率的に遂行しております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社管理規程を制定し、各子会社を担当する事業部を定めて、子会社の業務が適正か つ効率的に行われるよう指導、支援を行うとともに、子会社の業務遂行について定期的に 報告を受けております。
 - また、子会社の経営に関する重要事項は当社経営会議において報告・審議を行うこととしております。
- ・品質、環境、情報セキュリティ、安全保障輸出管理、法令違反などについて子会社を含む グループ全体を対象とした規程やマネジメントシステムを制定、実施しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役が必要と考えた場合には、内部監査部門は監査役と連携し、適切な補助を行っております。
 - ・内部監査部門が監査役から職務の指示を受けたときは、当該職務を優先して遂行すること としております。
 - ・内部監査部門の従業員の人事については、監査役会の事前同意を得るものとしており、評価については監査役から指示を受けた職務の遂行により不利な取扱いを受けないこととしております。
- (7) 当社及びその子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査 役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制
 - ・法律に定める監査役への報告事項に加え、監査役会と取締役との協議により監査役に報告 すべき事項を子会社を含めて定めており、経営会議等監査役が出席する会議での報告その 他の方法により適宜監査役に報告しております。
 - ・当社及び子会社を対象に公益通報者保護規程を制定し、公益通報者等が相談又は通報した ことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを定めており、公益通報者等に対 して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者については、処分を科すことができるものとし ております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・適切な監査実施のために、監査役と代表取締役との定期的な懇談、意見交換を行っております。
 - また、監査役は会計監査人との日常的な情報交換を行い、連携して監査を実施しております。
 - ・当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を予算化し、監査役が職務の執行について 費用の前払等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認めら れた場合を除き、速やかに処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・金融商品取引法及びその他関係法令の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、「ダイヘングループ財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき内部統制を整備・運用するとともに、その有効性を評価し必要な是正を行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

・ダイヘン倫理規範において反社会的勢力には毅然とした姿勢で対応することを定めており、総務・法務部を担当部署として、警察、弁護士など外部の専門機関とも連携を図って 反社会的勢力に対応するとともに、情報の収集・管理、社内教育を実施しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム基本方針に基づく各体制の適切な運用に努めており、その状況については定期的に取締役会へ報告しております。運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

・コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社及び子会社におけるコンプライアンスに関する年間活動計画の策定と進捗確認を行い、その活動としてダイヘン倫理規範及び法令順守ガイド等の教育研修の実施と順守状況についてのモニタリングを行うとともに当社及び子会社に関係する諸法令及びその改正を把握し、必要な対応を行いました。

また、社内又は社外(弁護士)に通報することができる内部通報制度の窓口として「ヘルプライン」を設置しており、通報、相談があった事案については、通報者の保護を図りながら適切に対処し、コンプライアンス委員会の活動全般とともに経営会議への報告を行いました。

(2) リスク管理体制について

・品質、環境、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等に関するリスクを管理するため、 各々に委員会を設置して年間活動計画の策定と進捗確認を行い、それらの活動として当社 及び子会社を対象にマネジメントシステムや各規程に基づく内部監査や教育研修等を実施 し、損失リスクの軽減に取り組みました。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急業務方法変更委員会を設置し、テレワーク や時差出勤等を実施することで社員の感染リスク及び事業活動への影響を最小限にとどめ るように対応いたしました。

また、自然災害に対する危機対策として主要工場の耐震補強工事を継続して実施しております。

損失に関する情報については、報告基準に基づき速やかに経営会議へ報告し、必要な対策 を実施しております。

(3) 取締役の職務執行体制について

・当事業年度において経営会議を24回開催し、当社及び子会社の経営の重要事項、取締役 会の付議事項等の報告、審議を行いました。

また、取締役会を8回開催し、業務執行に関する重要事項等の決議、取締役の職務執行の 監督を行いました。

なお、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保存管理を行っております。

(4) 監査役の職務執行体制について

・当事業年度において監査役会を7回開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議 並びに監査計画に基づいて実施した監査結果の報告を行いました。

監査役は取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するととも に会計監査人や取締役、各部門及び監査部から適宜必要な報告、説明を受けて監査の実効 性確保に努めております。

また、適切な監査実施のために代表取締役と定期的に意見交換を行いました。

(5) 内部監査体制について

・監査部は監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果について経営 会議への報告を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

			(単位・日月日)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	(105,290)	流 動 負 債	(52,583)
現 金 及 び 預 金	19,261	支払手形及び買掛金	29,632
受取手形及び売掛金	40,949	短期借入金	6,085
商 品 及 び 製 品	15,673	1年内返済予定の長期借入金	4,084
仕 掛 品	9,912	リ ー ス 債 務	141
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,196	未 払 法 人 税 等	2,736
そ の 他	3,872	賞 与 引 当 金	3,601
貸 倒 引 当 金	△574	役 員 賞 与 引 当 金	100
固定資産	(69,841)	工事損失引当金	79
有形固定資産	38,771	そ の 他	6,121
建物及び構築物	20,092	固定負債	(25,628)
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,478	長 期 借 入 金	19,170
工 具、 器 具 及 び 備 品	1,855	リ ー ス 債 務	195
土 地	8,802	繰 延 税 金 負 債	2,340
リース 資産	392	役員退職慰労引当金	62
建 設 仮 勘 定	1,148	耐震工事関連費用引当金	669
無形固定資産	1,883	製品安全対策引当金	18
ソフトウエア	1,621	退職給付に係る負債	1,950
リース 資産	30	資 産 除 去 債 務	74
そ の 他	232	そ の 他	1,147
投資その他の資産	29,186	負 債 合 計	78,211
投 資 有 価 証 券	17,651	(純資産の部)	
出 資 金	921	株 主 資 本	(83,420)
長 期 前 払 費 用	107	資 本 金	10,596
退職給付に係る資産	8,879	資本 剰余金	10,023
繰 延 税 金 資 産	1,115	利益剰余金	66,995
そ の 他	592	自 己 株 式	△4,195
貸 倒 引 当 金	△81	その他の包括利益累計額	(7,753)
		その他有価証券評価差額金	5,255
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12
		為替換算調整勘定	1,146
		退職給付に係る調整累計額	1,364
		非 支 配 株 主 持 分	(5,747)
		純 資 産 合 計	96,921
資 産 合 計	175,132	負債 純資 産合計	175,132

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

		1021 0	月31日まて	(丰匹・日/月1/
	科 目		金	額
売	上高			145,144
売	上 原 価			98,298
	売 上 総 利	益		46,845
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費			34,662
	営 業 利	益		12,183
営	業 外 収 益			
	受取利息及び配当	金	304	
	持分法による投資利	益	807	
	為善替差	益	257	
	その	他	921	2,291
営	業 外 費 用			
	支払利	息	194	
	売上割	引	129	
	その	他	388	712
	経常利	益		13,762
特	別損失			
	貸 倒 引 当 金 繰 入	額	521	
	製品事故対策費	用	115	636
	税金等調整前当期純利			13,125
	法人税、住民税及び事業		3,987	,
	法 人 税 等 調 整	額	△495	3,491
	当 期 純 利	益		9,634
	非支配株主に帰属する当期純素			222
	親会社株主に帰属する当期純和			9,411
		, mr		3,711

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

			株 主 資 本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,596	10,016	59,628	△4,123	76,117
当期変動額					
剰余金の配当			△2,043		△2,043
親会社株主に帰属する当期純利益			9,411		9,411
自己株式の取得				△79	△79
自己株式の処分		7		6	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	7	7,367	△72	7,302
当期末残高	10,596	10,023	66,995	△4,195	83,420

		その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	2,987	6	1,704	△851	3,846	5,380	85,344
当期変動額							
剰余金の配当							△2,043
親会社株主に帰属する当期純利益							9,411
自己株式の取得							△79
自己株式の処分							14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,268	△19	△558	2,215	3,906	367	4,273
当期変動額合計	2,268	△19	△558	2,215	3,906	367	11,576
当期末残高	5,255	△12	1,146	1,364	7,753	5,747	96,921

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

**************************************	A dere	20 E	(単位:自万円)
	金額		金額
A () <t< th=""><th>金額 (65,518) 5,888 205 33,592 10,493 3,276 6,786 465 5,333 △522 (50,562) 19,899 11,861 550 2,175 11 1,108 3,245</th><th> Time</th><th>金 額 (46,174) 1,100 10,290 11,499 15,934 70 2,160 1,886 2,094 57 11 1,067 (20,972) 19,170 108 798 132 669</th></t<>	金額 (65,518) 5,888 205 33,592 10,493 3,276 6,786 465 5,333 △522 (50,562) 19,899 11,861 550 2,175 11 1,108 3,245	Time	金 額 (46,174) 1,100 10,290 11,499 15,934 70 2,160 1,886 2,094 57 11 1,067 (20,972) 19,170 108 798 132 669
機 械 及 び 装 置 車 両 運 搬 具 エ 具、 器 具 及 び 備 品	2,175 11 1,108	リ ー ス 債 務 繰 延 税 金 負 債 退 職 給 付 引 当 金	108 798 132
リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 無形固定資産	234 712 1,550	資産除去債務 その他 負債合計	62 31 67,147
ソ フ ト ウ エ ア リ ー ス 資 産 そ の 他 投資その他の資産 投 資 有 価 証 券	1,426 9 113 29,113 10,659	(純資産の部) 株主資本 資本剰余金 資本準備金	(43,903) 10,596 10,046 10,023
関係会社株式 関係会社出資金 長期貸付金 前払年金費用	8,826 3,185 60 5,916	その他資本剰余金 利益剰余金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金	22 27,380 2,211 25,168
そ の 他 貸 倒 引 当 金	476 △11	固定資産圧縮積立金 別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評価・換算差額等	1,220 4,335 19,613 △ 4,119 (5,029)
		その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 純 資 産 合 計	5,042 △12 48,933
資産合計	116,080	負 債 純 資 産 合 計	116,080

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

—————————————————————————————————————	目	金	額
売 上	高		105,641
売 上 原	(価		79,498
売 上 総	利	益	26,142
販 売 費 及 び 一 船	と 管理費		19,265
営業	利	益	6,877
営 業 外	収 益		
受 取 利 息 及	び配当	金 2,	184
その	1	也 1,	286 3,470
営 業 外	費用		
支 払	利	息	123
その	1	也 1,	101 1,224
経常	利	益	9,122
特 別 和	益		
子 会 社	清 算		46 46
特 別 排	失		
貸 倒 引 当	金繰入	額	521 521
税 引 前 当 期	純利	益	8,647
法人税、住民税	及び事業	税 2,	368
法 人 税 等	調整	額	443 1,924
当 期 純	利	益	6,723

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

					株 主 資 本						
			資本剰余金		利益剰余金						
	資本金		その他	次十到会众		そ	の他利益剰余	金	利益剰余金	自己株式	株主資本
	女 本亚	資本準備金	資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計
当期首残高	10,596	10,023	15	10,038	2,211	1,275	4,335	14,878	22,701	△4,047	39,289
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						7		△7	_		_
固定資産圧縮積立金の取崩						△62		62	_		_
剰余金の配当								△2,043	△2,043		△2,043
当期純利益								6,723	6,723		6,723
自己株式の取得										△79	△79
自己株式の処分			7	7						6	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	7	7	-	△55	-	4,734	4,679	△72	4,614
当期末残高	10,596	10,023	22	10,046	2,211	1,220	4,335	19,613	27,380	△4,119	43,903

	評	価・換算差額	等	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	2,822	6	2,829	42,118
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△2,043
当期純利益				6,723
自己株式の取得				△79
自己株式の処分				14
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,219	△19	2,200	2,200
当期変動額合計	2,219	△19	2,200	6,814
当期末残高	5,042	△12	5,029	48,933

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社ダイヘン 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎美帆 即業務執行社員 公認会計士 柴崎美帆即

指定有限責任社員 公認会計士 今井康好 印業務執行社員 公認会計士 今井康好 印

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイヘンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイヘン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠 を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事 項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じ ている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社ダイヘン 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴崎美帆 印業務執行社員 公認会計士 柴崎美帆印

指定有限責任社員 公認会計士 今井康好 印業務執行社員 公認会計士 今井康好 印

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイヘンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法 人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを 評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ る場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠 を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 統企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を 表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並び に監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じ ている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を受けるほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明する等、体制の状況を監視及び検証いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 がさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2021 年 5 月11 日

株式会社ダイヘン 監査役会

常勤監査役 浦 井 直 樹 即常勤監査役 高 橋 圭太郎 即

社外監查役 浦田治男

社外監査役 古 沢 昌 之 印

社外監査役 吉 田 正 史

即 以上

メ	Ŧ	欄				
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_
						_

株主総会会場ご案内略図



日 時

2021年6月25日(金)

会 場

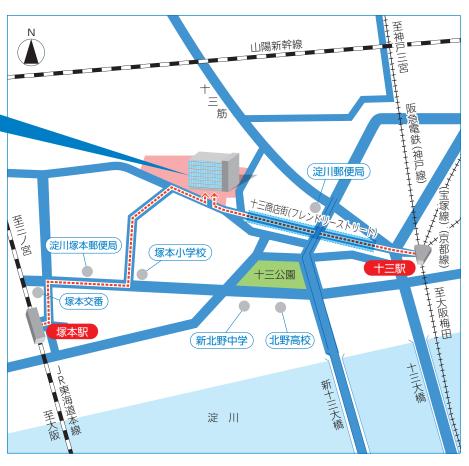
大阪市淀川区田川2丁目1番11号 当会社

電話

(06) 6301-1212 (大代表)

アクセス

阪急電鉄「十三駅」より 徒歩 約**10**分 JR東海道本線「塚本駅」より 徒歩 約**15**分





第157期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://www.daihen.co.jp/)に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

株式会社ダイイン

<u>連結注記表</u>

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

28社

連結子会社の名称

(㈱キューヘン、中国電機製造㈱、ダイヘン産業機器㈱、ダイヘン電機システム㈱、 (㈱ダイヘンテクノサポート、ダイヘンヒューズ㈱、ダイヘンスタッド㈱、ダイヘン電設機器㈱、 (㈱南電器製作所、ダイヘンテック㈱、ダイホク工業㈱、ダイヘンビジネスサービス㈱、 (㈱ダイキ、ダイヘンエンジニアリング㈱、

DAIHEN, Inc.、OTC DAIHEN EUROPE GmbH、OTC DAIHEN Asia Co., Ltd.、DAIHEN ELECTRIC Co., Ltd.、DAIHEN Advanced Component, Inc.、牡丹江OTC溶接機有限会社、台湾OTC有限会社、OTC機電(上海)有限会社、DAIHEN KOREA Co., Ltd.、OTC機電(青島)有限会社、

ダイヘンOTC機電(北京)有限会社、ダイヘン精密機械(常熟)有限会社

PT. OTC DAIHEN INDONESIA, DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d.

- ・連結子会社でありましたダイヘン物流㈱は、2021年3月30日付で清算結了したことにより連結の範囲から除外しております。但し、清算結了までの損益計算書は連結しております。
- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱ダイヘン厚生事業団

OTC DAIHEN INDIA Pvt. Ltd.

DAIHEN MEXICO S.A. de C.V.

LASOtech Systems GmbH

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益 剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため であります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数

1社

会社等の名称

OTC DAIHEN Bangkok Co., Ltd.

(2) 持分法を適用した関連会社の数

2社

会社等の名称

四変テック(株)

阪神溶接機材㈱

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

大一精工㈱

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、 かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、OTC DAIHEN Bangkok Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。 なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に 生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うことにしております。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAIHEN, Inc.、OTC DAIHEN EUROPE GmbH、OTC DAIHEN Asia Co., Ltd.、DAIHEN ELECTRIC Co., Ltd.、DAIHEN Advanced Component, Inc.、牡丹江OTC溶接機有限会社、台湾OTC有限会社、OTC機電(上海)有限会社、DAIHEN KOREA Co., Ltd.、OTC機電(青島)有限会社、ダイヘンOTC機電(北京)有限会社、ダイヘン精密機械(常熟)有限会社、PT. OTC DAIHEN INDONESIA 及びDAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d. d. の14社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に 生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うことにしております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 製品·仕掛品

総平均法

b 商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法(但し、一部は総平均法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定率法(但し、当社の三重工場の建物及び構築物、機械及び装置は定額法)を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法(5年)、市場販売目的ソフトウエアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。 また、その他の無形固定資産については、定額法によっております。 なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計 上しております。

④ 工事損失引当金

損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる請負工事について、翌 連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 耐震工事関連費用引当金

当社の十三事業所及び三重事業所内の工場の耐震対策工事の実施に伴う撤去費用等の発生に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

⑦ 製品安全対策引当金

連結子会社である㈱キューヘンで製造、販売する電気温水器に対する点検・修理に伴う費用の発生に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により発生年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己 都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工 事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外 貨 建 取 引
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。 なお、リスクカテゴリー別に必要なヘッジ手段を選択しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額

75,114 百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	か及び構築物	7,121 百万円
機械	送装置及び運搬具	0 百万円
工具	.、器具及び備品	0 百万円
土	地	1,589 百万円
	計	8,711 百万円

担保に係る債務

短	期	借	入	金	30 百万円
長	期	借	入	金	1,050 百万円
		計			1,080 百万円

また、営業取引保証にかかる担保に供している資産は次のとおりであります。

機械装置	及び運搬具	141 百万円
土	地	202 百万円
	計	344 百万円

3. 有形固定資産及び無形固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等の額 267 百万円

4. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

LASOtech Systems GmbH	533 百万円
計	533 百万円

5. 遡及義務のある売上債権譲渡残高

35 百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 95 百万円

2. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

74 百万円

3. 製品事故対策費用は、当社の連結子会社が製造、販売した製品の焼損事故にかかる対策費用であり、主な内容は復旧工事費用及び製品取替費用であります。

〔 連結株主資本等変動計算書に関する注記 〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	27, 103			27, 103

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2, 396	27	3	2, 419

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2020年3月16日の取締役会決議による自己株式の取得 25千株 単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 3千株 単元未満株式の売却による減少 0千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	991	40.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	1, 052	42. 50	2020年9月30日	2020年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1, 176	47. 50	2021年3月31日	2021年6月28日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で行い、また、資金調達については 銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の 把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	19, 261	19, 261	_
(2) 受取手形及び売掛金	40, 949	40, 949	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10, 572	10, 572	_
(4) 支払手形及び買掛金	(29, 632)	(29, 632)	_
(5) 短期借入金	(6, 085)	(6,085)	_
(6) 長期借入金 (*2)	(23, 254)	(23, 332)	(78)
(7) デリバティブ取引	(18)	(18)	

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 長期借入金には、1年内返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定 される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約の時価については、先物為替相場によっております。なお、振当処理による ものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価 は売掛金の時価に含めております。(上記(2)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	494
子会社・関連会社株式	6, 584
合計	7, 078

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

〔 賃貸等不動産に関する注記 〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府、福岡県及びその他の地域において、賃貸用マンション 及び高齢者専用賃貸住宅(土地を含む。)等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1, 954	4, 325

- (注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。

[1株当たり情報に関する注記]

1.1株当たり純資産額

3,693円68銭

2. 1株当たり当期純利益

381円28銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- a 製品·仕掛品
 - 総平均法
- b 商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法
- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(但し、三重工場の建物、構築物、機械及び装置は定額法)を採用しております。 但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法(5年)、市場販売目的ソフトウエアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。また、その他の無形固定資産については、定額法によっております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる請負工事について、翌 事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により発生年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 耐震工事関連費用引当金

十三事業所及び三重事業所内の工場の耐震対策工事の実施に伴う撤去費用等の発生に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外 貨 建 取 引
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。 なお、リスクカテゴリー別に必要なヘッジ手段を選択しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額をヘッジ期間全体 にわたり比較し、有効性を評価しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 22,419 百万円 関係会社に対する長期金銭債権 60 百万円 関係会社に対する短期金銭債務 14,600 百万円 関係会社に対する長期金銭債務 1 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

38,094 百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	6,781 百万円
構築	物	141 百万円
機械及び装	置	0 百万円
土	地	675 百万円
計		7,598 百万円

担保に係る債務

 長期借入金
 1,050百万円

 計
 1,050百万円

4. 有形固定資産及び無形固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等の額 239 百万円

5. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

OTC DAIHEN EUROPE GmbH	861 百万円
DAIHEN VARSTROJ welding cutting and robotics d.d.	707 百万円
LASOtech Systems GmbH	533 百万円
OTC DAIHEN Asia Co., Ltd.	10 百万円
計	2,113 百万円

6. 遡及義務のある売上債権譲渡残高

35 百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 40,512 百万円 仕 入 高 48,695 百万円 営業取引以外の取引高 2,888 百万円

2. 子会社清算益は、ダイヘン物流㈱の清算結了に伴うものであります。

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末	
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数	
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)	
普通株式	2, 318	27	3	2, 341	

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2020年3月16日の取締役会決議による自己株式の取得 25千株 単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 3千株 単元未満株式の売却による減少 0千株

〔 税効果会計に関する注記 〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:日カ片
(繰延税金資産)	
退職給付引当金	542
賞与引当金	640
たな卸資産評価減	449
関係会社株式・出資金評価損	723
耐震工事関連費用引当金	219
退職給付信託資産	495
その他	525
繰延税金資産小計	3, 597
評価性引当額	<u></u>
繰延税金資産合計	2, 800
(繰延税金負債)	
退職給付信託設定益	△887
その他有価証券評価差額金	$\triangle 2$, 173
固定資産圧縮積立金	△537
繰延税金負債合計	<u>△</u> 3, 598
繰延税金資産の純額	△798

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社等

種類	会社等 の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有割合 (被所有) (%)	関係内容			T 71 6 4T		tte Lark de
						役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
産 タシ イン 株テ タヒ 01 EU 性	ダイヘン 産業機器㈱	鳥取県 鳥取市 3:		電気機械 5 器具製造 販売	直接100.0	_	当社製品の購入	当社製品の購入	16, 416	買掛金	2, 145
			335							未払金	50
								資金の借入	2, 348	短期借入金	2, 764
	ダイヘン電機 システム㈱	大阪市 淀川区	301	電気機械器具販売	直接100.0	_	当社製品 の販売	当社製品 の販売	9, 221	売掛金	4, 241
	㈱ダイヘン テクノサポート	神戸市東灘区	300	電気機械器具販売	直接100.0	兼任1人	当社製品 の販売	当社製品 の販売	14, 526	売掛金	6, 092
	ダイヘン ヒューズ㈱	大阪府 泉大津市	300	電気機械 器具製造 販売	直接90.9	ı	当社製品 の購入	資金の借入	1, 263	短期借入金	1, 208
	OTC DAIHEN EUROPE GmbH	Monchengladbach, Germany	460 千ューロ	電気機械器具販売	直接100.0	ı	当社製品 の販売	当社製品 の販売	606	売掛金	1, 199
	牡丹江OTC溶接機 有限会社	中国黒龍江省 牡丹江市	4,500 千米ドル	電気機械 器具製造 販売	直接95.5	I	当社製品 の販売	当社製品 の販売	5, 391	売掛金	2, 475
	OTC機電(青島) 有限会社		6,000 千米ドル		直接100.0		当社製品の購入	当社製品 の購入	3, 960	買掛金	1, 161
										未払金	0

〔 1株当たり情報に関する注記〕

1.1株当たり純資産額

1,976円17銭

2.1株当たり当期純利益

271円52銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

〔連結配当規制適用会社に関する注記〕

該当事項はありません。

[その他の注記]

該当事項はありません。

株主各位

会 社 名 株式会社ダイヘン 代表者名 代表取締役社長 蓑毛 正一郎 (コード番号:6622 東証第1部) 問合せ先 総務・法務部長 髙野 哲也 (TEL. 06-6390-5504)

「第 157 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の 一部訂正について

当社「第 157 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項の一部に訂正すべき箇所がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。(訂正箇所には下線を付しております)

記

【訂正1】

連結注記表 連結貸借対照表に関する注記

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(訂正前)

担保に係る債務

短期借人金	30 百万円
長期借入金	<u>1,050</u> 百万円
計	<u>1,080</u> 百万円
(訂正後)	
担保に係る債務	
短期借入金	30 百万円
長期借入金	<u>1,650</u> 百万円
計	1,680 百万円

【訂正2】

個別注記表 貸借対照表に関する注記

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(訂正前)

担保に係る債務

長期借入金	<u>1,050</u> 百万円
計	<u>1,050</u> 百万円
(訂正後)	
担保に係る債務	
長期供入会	1 650 五万田